

# 情報提供

那医発第 647 号  
令和 5 年 3 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗  
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。  
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1710 号  
令和 5 年 2 月 21 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 砂川



## アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン （メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正についての通知となっております。

アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の電子化された添付文書が改正されたこと及び「令和 4 年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて」により読替えが生じたことを踏まえ、最適使用推進ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものとなっております。

具体的な改正内容につきましては、別紙の新旧対照表をご参照いただきますよう宜しくお願い致します。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- アベルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌）の一部改正について

（令和 5 年 2 月 14 日（日医発第 2146 号）（技術））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp



6

日医発第 2146 号 (技術)

令和 5 年 2 月 1 4 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

アベルマブ (遺伝子組換え) 製剤の最適使用推進ガイドライン (メルケル細胞癌、腎細胞癌及び尿路上皮癌) の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より各都道府県等衛生主管部(局)長宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

アベルマブ(遺伝子組換え)製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定については、「抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤 (バベンチオ点滴静注 200mg) に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について」(令和 3 年 3 月 2 3 日付け日医発第 1245 号 (保 387) (地 568)) を以て貴会宛てにお送りしております。

本通知は、今般、アベルマブ(遺伝子組換え)製剤の電子化された添付文書が改訂されたこと及び「令和 4 年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて」(令和 4 年 4 月 1 8 日付け日医発第 230 号 (技術) を以てご案内のとおり、本会ホームページへ一括掲載済み) により読替えが生じたことを踏まえ、最適使用推進ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものです。

具体的な改正内容につきましては、別紙の新旧対照表をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

メルケル細胞癌の最適使用推進ガイドラインの改訂箇所（新旧対照表）

新		旧	
該当ページ	(下線部追記)	該当ページ	(取消線部削除)
6 ページ	本剤の投与が適切な患者を診断・特定し、本剤の投与により重篤な副作用を発現した際に対応することが必要なため、以下の①～③のすべてを満たす施設において使用するべきである。	6 ページ	<del>承認条件として使用成績調査（全例調査）が課せられていることから、当該調査を適切に実施できる施設である必要がある。その上で、本剤の投与が適切な患者を診断・特定し、本剤の投与により重篤な副作用を発現した際に対応することが必要なため、以下の①～③のすべてを満たす施設において使用するべきである。</del>
6 ページ	外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2	6 ページ	外来化学療法加算 1 又は外来化学療法加算 2

腎細胞癌の最適使用推進ガイドラインの改訂箇所（新旧対照表）

新		旧	
該当ページ	(下線部追記)	該当ページ	(取消線部削除)
9 ページ	外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2	9 ページ	外来化学療法加算 1 又は外来化学療法加算 2

尿路上皮癌の最適使用推進ガイドラインの改訂箇所（新旧対照表）

新		旧	
該当ページ	(下線部追記)	該当ページ	(取消線部削除)
7 ページ	外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2	7 ページ	外来化学療法加算 1 又は外来化学療法加算 2

参考 1

## 最適使用推進ガイドライン

アベルマブ（遺伝子組換え）

（販売名：パベンチオ点滴静注 200 mg）

～メルケル細胞癌～

平成 29 年 11 月（令和 5 年 2 月改訂）

厚生労働省